

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月1日作成)

法令名	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律
根拠条項	第9条第2項
処分の概要	改善計画の認定の取消
法令の定め	(改善計画の変更等) 第9条 2 都道府県知事は、認定事業主が前条第1項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分基準	第9条 2 都道府県知事は、認定事業主が前条第1項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分担当課	経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (電話番号：26-532)
問い合わせ先	経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (電話番号：26-532)
備考	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ki jun.html